

第2期 井川町障害者計画 (素案)

令和7年3月
井川町

本計画における「障害」と「障がい」の表記について、以下のとおりとします。

「障害」と表記

- ・ 法律や条例等に基づく制度や施設の名称
- ・ 法律や条例等の引用
- ・ 組織名
- ・ 事業等の固有名称

「障がい」と表記

- ・ 特定の事項を示さない一般的な言い回し

○目 次

第一章 計画の基本的な考え方

1. 計画の概要

1-1. 計画の趣旨	P2
1-2. 計画の期間	P2
1-3. 計画の対象	P3
1-4. 計画の位置づけ	P3

2. 計画の推進にあたって

2-1. 計画の周知	P4
2-2. 住民等への理解促進と地域の力の活用	P4
2-3. サービスの質の確保	P4
2-4. 関係機関等との協働による計画推進	P5
2-5. 進捗評価の実施	P5

第二章 現状の把握

1. 障がい者を取り巻く状況

1-1. 人口の推移	P7
1-2. 障がい者数の推移	P8
1-3. 身体障がい者の状況	P9
1-4. 知的障がい者の状況	P10
1-5. 精神障がい者の状況	P11
1-6. 精神通院医療受給者の状況	P11
1-7. 特別児童扶養手当の受給状況	P13
1-8. 特別障害者手当・障害児福祉手当の受給状況	P13
1-9. 教育環境	P14

第三章 障害者計画

1. 計画の基本構想

1-1. 計画の基本理念	P16
1-2. 計画の基本目標	P17
1-3. 計画の基本体系	P18

2. 計画の基本方向

(1) 地域の生活支援体制の充実化

①相談支援体制の充実化	P19
②権利擁護体制の充実化	P20

③福祉サービス等の充実化	P20
④保健・医療サービスの充実化	P21
⑤保育・教育の充実化	P22
(2) 支え合う町づくり	
①障がい者虐待の防止	P23
②住民への理解・啓発の促進	P23
③防犯・防災対策の推進	P24
(3) 障がいのある人の自立と社会参画の支援	
①外出・移動支援の充実化	P25
②雇用・就学の促進	P25
③スポーツや文化活動への参加促進	P26
④地域のバリアフリー化	P26

第一章 計画の基本的な考え方

1. 計画の概要

1-1. 計画の趣旨

井川町における障がいのある人を取り巻く環境は、障害のある人や介護者・支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化などの要因で日々大きく変化しています。そうした状況を踏まえ、井川町では総合振興計画の中で、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる環境を作ること为目标としています。

国においては令和5年に「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され、障害者施策の基本理念として、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。」と掲げられました。また、秋田県においては令和3年3月に「第2次秋田県障害者計画」を策定し、「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として施策を展開しています。

井川町では、令和2年に井川町障害者計画を策定し、障がいのある人等がそれぞれの能力・適正に応じて自立した社会生活を営むことができるよう、自立支援給付や地域生活支援事業をはじめとして障がい者とその介護者・支援者に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できるよう基盤の整備を進めてきました。

障がいのある人もそうでない人も、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を築くことが大切です。令和6年度にこれまでの計画の期間が終了するため、本計画は示された国や県の方針等を踏まえ、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され」、「障害者の自立と社会参加を支援」という障害者基本法の理念に基づき、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念および基本目標を示すことにより、今後の障がい者福祉にかかわる行政運営の指針とするものです。

1-2. 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
また、障がい福祉制度や社会情勢の変化等により、計画の内容と実際の状況に乖離が生じた場合には、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

1-3. 計画の対象

本計画は障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい（児）者、知的障がい（児）者・精神障がい者のほか、難病患者、発達障がい、高次脳機能障がい等も対象とします。

しかし、障害者基本法の理念に基づいた社会の実現のためにはすべての住民の理解と協力が必要です。したがって、本計画は全住民を対象としています。

1-4. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものです。計画策定にあたっては、「井川町総合振興計画」における関連施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。

2. 計画の推進にあたって

2-1. 計画の周知

本計画は、障がい者の福祉に係る関係者をはじめ、多くの住民や地域の企業などの理解・協力が重要であることから、引き続き、様々な媒体を活用して広く住民や地域の企業への周知を図ります。また、サービスの利用手続きや種類、内容等の障がい者支援の取組みについてわかりやすく周知することが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結び付くと考えられるため、利用者視点での情報提供に努めます。

2-2. 住民等への理解促進と地域の力の活用

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現を目指すためには、地域の住民や企業などに障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。住民や企業などに対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、地域住民と一体となった福祉活動を推進することで、正しい知識の普及啓発に努めます。

2-3. サービスの質の確保

市町村の事業である地域生活支援事業の実施において、町と契約を締結した事業者がサービス提供者となっております。苦情処理体制を整備するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

2-4. 関係機関等との協働による計画推進

本計画に係る事業は多岐にわたることから、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、南秋田郡自立支援協議会をはじめ、サービス提供者、関係機関、各団体、庁内各部署等との連携のさらなる強化に努め、協働による計画推進を図ります。

また、障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されるものが少なくありません。

このため、国や県の動向を注視しつつ、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2-5. 進捗評価の実施

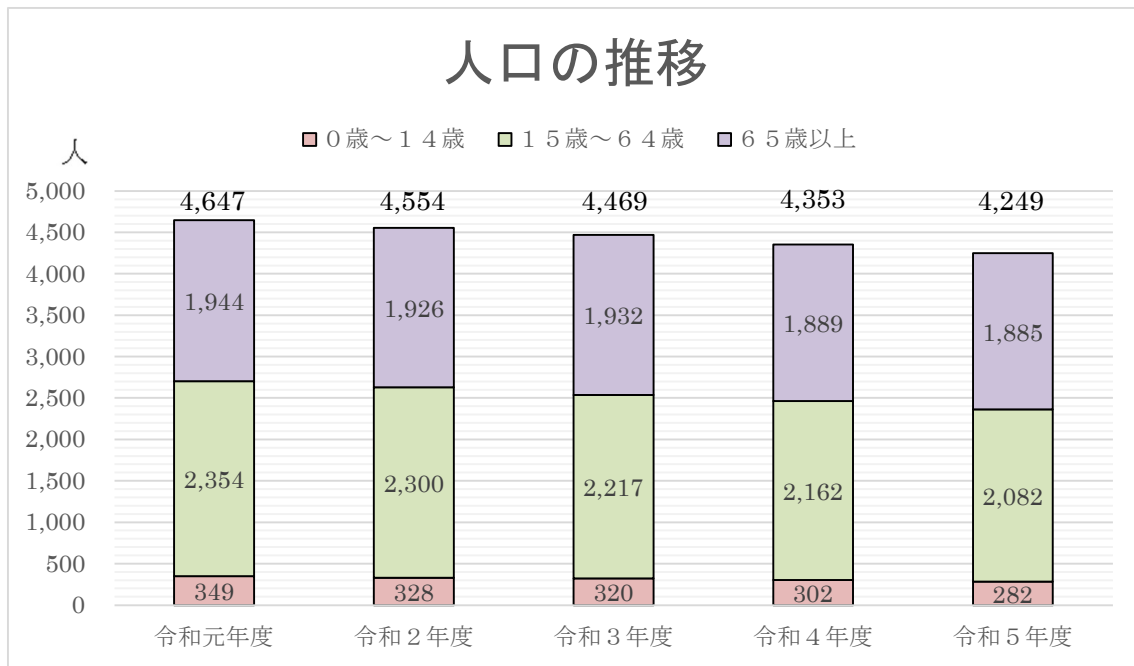
本計画は、障がい者を取り巻く環境の変化に応じて発生する日常の課題に対応していくための計画であるため、計画自体を実情に応じて柔軟に変化させていくべき性質のものであると考えられます。したがって、計画をより実効性のあるものにするために、また、計画の実施状況が効果的なものであるかどうか等を検証するためにも、PDCAサイクルに基づいて進捗を評価し、必要に応じて計画の見直しをします。

第二章 現状の把握

1. 障がい者を取り巻く状況

1-1. 人口の推移

人口の推移としては、当町の総人口はすべての年齢層で減少傾向にあります。年齢区分別では、年齢層が低いほど減少が顕著であり、今後もこの傾向が続くと予測されます。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5年増減率
0～14歳	349	328	320	302	282	-19.20%
15～64歳	2,354	2,300	2,217	2,162	2,082	-11.55%
65歳以上	1,944	1,926	1,932	1,889	1,885	-3.05%

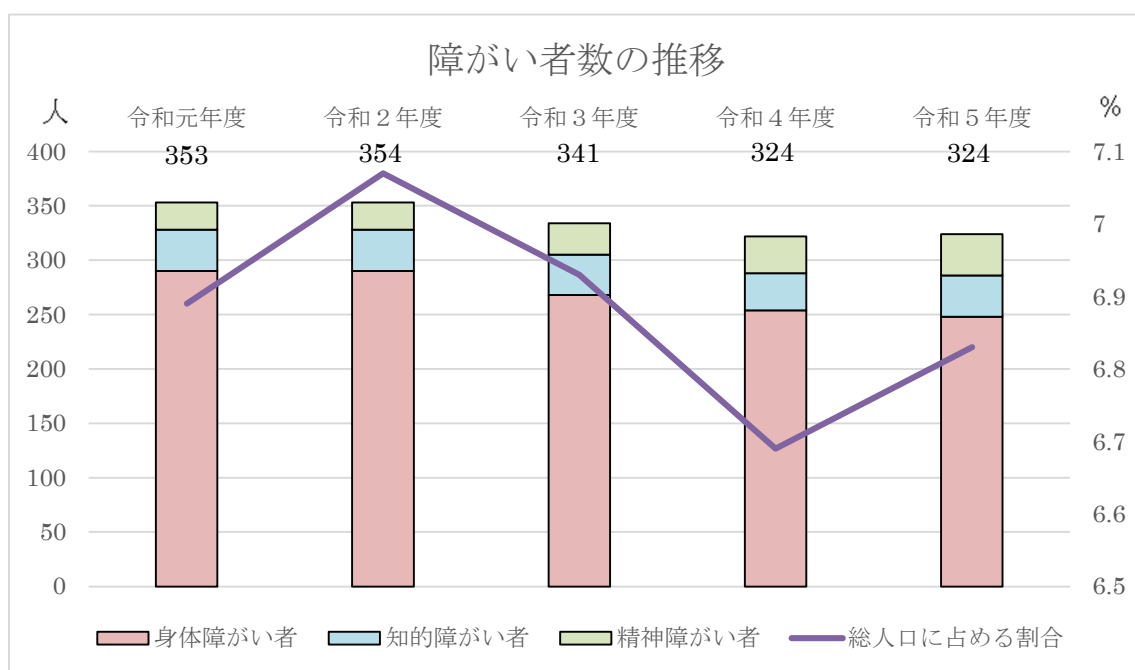
合計	4,647	4,554	4,469	4,353	4,249	-8.56%
----	-------	-------	-------	-------	-------	--------

(各年度末時点)

1-2. 障がい者数の推移

手帳を保持する障がい者数の推移は、減少傾向にあり、令和5年度末では合計324人、総人口に占める割合は7.63%となっています。

障がいの種類別では、身体障がい者が減少傾向、知的障がい者が微増微減を繰り返しほぼ横ばい、精神障がい者が増加傾向となっており、令和元年度末と比べ令和5年度末では身体障がい者は42減、知的障がい者は増減なし、精神障がい者は13人増となっています。



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5年増減率
身体	290	295	268	254	248	-14.48%
知的	38	38	37	36	38	0.00%
精神	25	25	29	34	38	52.00%
合計	353	358	334	324	324	-8.22%

総人口	4,647	4,554	4,469	4,353	4,249	-8.56%
人口当たり障がい者率	7.60%	7.86%	7.47%	7.44%	7.63%	

(各年度末時点)

1-3. 身体障がい者の状況

身体障がい者数の状況は、聴覚、内部障がいの種別では微増傾向ですが、その他種別では減少傾向であり、全体としても減少傾向が見られます。

等級別で見ると、1 級及び 5 級を除くすべての級において減少傾向が見られます。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5年増減率
視覚	11	8	6	8	6	-45.45%
聴覚	26	29	29	28	27	3.85%
音声 言語 そしゃく	4	5	3	3	3	-25.00%
肢体 不自由	168	163	148	135	129	-23.21%
内部 障がい	81	90	82	80	83	2.47%
合計	290	295	268	254	248	-14.48%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5年増減率
1 級	73	91	82	81	82	12.33%
2 級	54	43	36	29	29	-46.30%
3 級	64	58	48	47	46	-28.13%
4 級	66	69	71	65	59	-10.61%
5 級	18	19	16	16	19	5.56%
6 級	15	15	15	16	13	-13.34%
合計	290	295	268	254	248	-14.48%

(各年度末時点)

1-4. 知的障がい者の状況

知的障がい者の状況は、各種別にて軽微な増減が見られますが、総人数では大きな変動がありません。

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	5年増減率
A	最重 度	18歳以上	7	7	7	6	7	0.00%
		18歳未満	0	0	0	0	0	-
	重度	18歳以上	11	10	10	10	10	-9.10%
		18歳未満	0	0	0	0	0	-
B	中度	18歳以上	3	3	3	3	4	33.34%
		18歳未満	0	1	1	1	1	-
	軽度	18歳以上	12	13	13	13	12	0.00%
		18歳未満	5	4	3	3	4	-20.00%
合計		18歳以上	33	33	33	32	33	0.00%
		18歳未満	5	5	4	4	5	0.00%

(各年度末時点)

1-5. 精神障がい者の状況

精神障がい者の状況は、大幅な増加傾向が見られます。

障がい等級別では、1 級及び 2 級において増加傾向が見られます。特に 2 級の増加が著しく、これは新規申請のほか更新の際に等級が上がった対象者が多かったことが原因と考えられます。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	5 年増減率
1 級	9	10	10	11	13	44.45%
2 級	8	9	13	14	17	112.50%
3 級	8	6	6	9	8	0.00%
合計	25	25	29	34	38	52.00%

(各年度末時点)

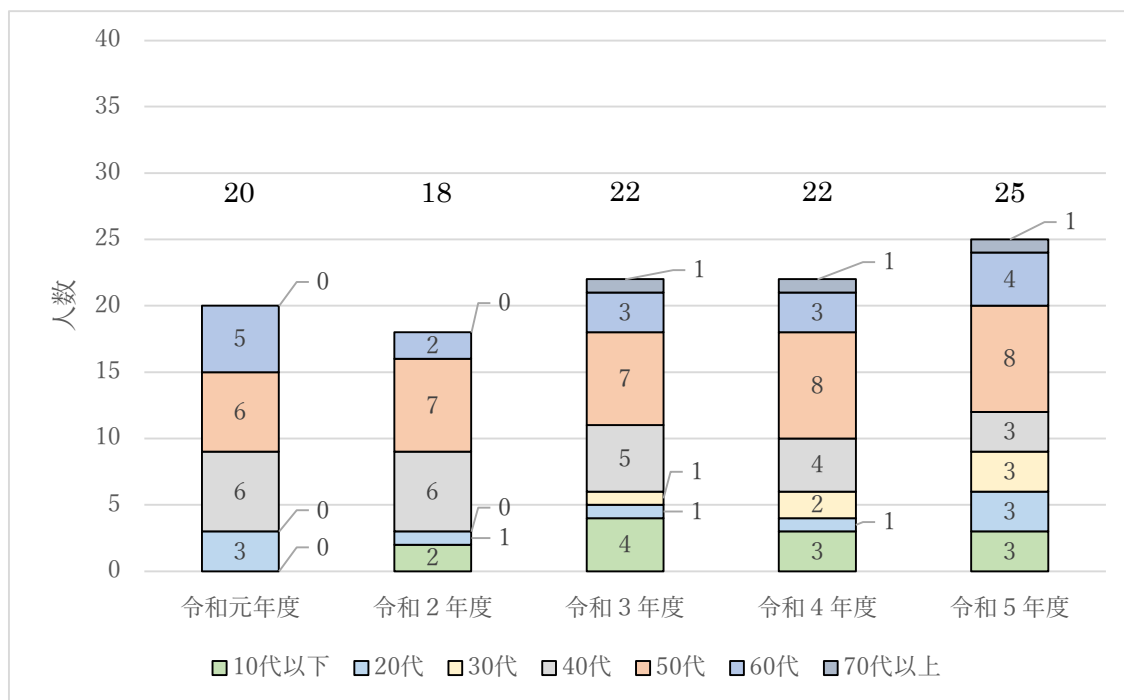
1-6. 精神通院医療受給者の状況

精神通院医療受給者の状況は、精神障がい者同様に増加傾向にあります。精神障がい者手帳と同時に申請を行う方もいるため、精神障がい者の推移と同様に今後も増加傾向が続くと予想されます。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	5 年増減率
精神通院 医療	46	46	48	50	62	34.78%

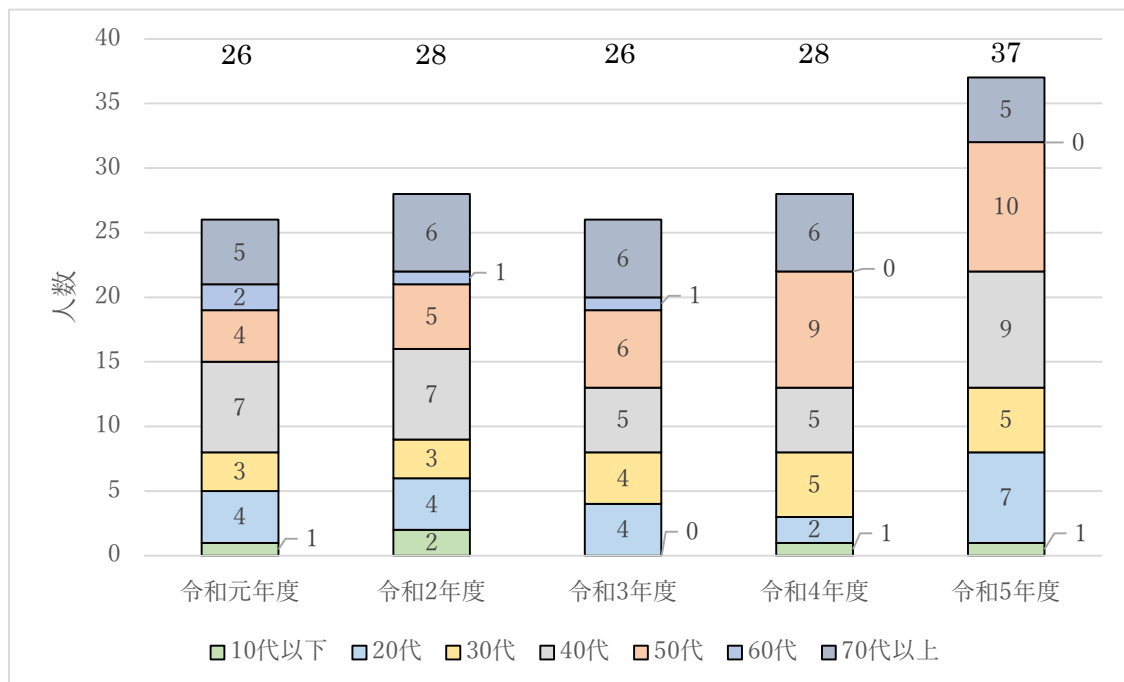
(各年度末時点)

○男性の精神通院医療受給者の年代内訳



(各年度末時点)

○女性の精神通院医療受給者の年代内訳



(各年度末時点)

1-7. 特別児童扶養手当の受給状況

特別児童扶養手当とは、精神または身体に障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当であり、その受給状況は令和5年度末時点で1級が0人、2級が11人となっています。

	1 級	2 級
特別児童扶養手当	0 人	11 人

(令和5年度末時点)

1-8. 特別障害者手当・障害児福祉手当の受給状況

特別障害者手当とは、20歳以上で著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給される手当です。障害児福祉手当とは20歳未満で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給される手当です。その受給状況は令和5年度末時点で以下のとおりです。

	受給者数
特別障害者手当	7 人
障害児福祉手当	0 人

(令和5年度末時点)

1-9. 教育環境

特別支援学級は前期課程、後期課程でそれぞれ2学級ずつ整備されており、令和5年度の在籍児童・生徒数は、前期課程4人、後期課程3人となっています。

また、義務教育学校の生活支援員数は令和5年度時点で前期課程に2人、後期課程に3人配置されており、特別支援学級を含めた全体を担当しています。

特別支援学級		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前期	学級数	2	2	2	2	2
	利用児童数	2	2	2	2	4
後期	学級数	1	2	3	3	3
	利用児童数	1	2	3	3	3

(各年度末時点)

義務教育学校		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前期課程	配置 スタッフ数	2	2	2	2	2
後期課程	配置 スタッフ数	1	2	3	3	3

(各年度末時点)

第三章 障害者計画

1. 計画の基本構想

1-1. 計画の基本理念

この計画では、障害者基本法における「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念、また秋田県における「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という理念に基づき、引き続き基本理念を以下のように定めます。

○基本理念

障がいの有無に関わらず地域で支え合う、
やさしく安心な町づくり

1-2. 計画の基本目標

基本理念の実現のため、次のとおり基本目標を掲げます。

○基本目標

(1) 地域の生活支援体制の充実化

(2) 支え合う町づくり

(3) 障がいのある人の自立と社会参画の支援

1-3. 計画の基本体系

計画の基本目標を以下のように細分化します。

（１）地域の生活支援体制の充実化

- ①相談支援体制の充実化
- ②権利擁護体制の充実化
- ③福祉サービス等の充実化
- ④保健・医療サービスの充実化
- ⑤保育・教育の充実化

（２）支え合う町づくり

- ①障がい者虐待の防止
- ②住民への理解・啓発の促進
- ③防犯・防災対策の推進

（３）障がいのある人の自立と社会参画の支援

- ①外出・移動支援の充実化
- ②雇用・就学の促進
- ③スポーツや文化活動への参加促進
- ④地域のバリアフリー化

2. 計画の基本方向

第1期計画の方向性を継承し、これまでどおりに各課題に継続して取り組んでいくとともに、各制度・サービスの周知・利用促進に努めていきます。

（1）地域の生活支援体制の充実化

①相談支援体制の充実化

（現状と課題）

障がいのある方の相談内容は、福祉や保健、教育、就労など多岐にわたります。そのため「どこに相談に行ったら良いのかわからない」というケースが発生しやすいと考えられます。

障がいのある人やその家族にとって身近な窓口として、適切なサービスや生活支援へつながるための最初の入り口となるように、わかりやすく利用しやすい相談体制の整備・強化に努める必要があります。

（施策の方向性）

1. 相談支援体制の連携強化

井川町相談支援事業の周知に努めます。

また、南秋田郡圏内やその近隣市町村の相談支援事業所との連携を強化することにより、障害福祉サービスの利用促進や情報の提供を増やし、障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるようにサポートします。

2. 民生委員・身体障害者相談員等との連携強化

障がいのある方やその家族が、それぞれの町内等で身近に相談できるよう、民生児童委員、身体障害者相談員等に必要な情報の提供等を行うことで連携を図ります。

3. 総合的な相談支援体制の確立

障がいのある方が直面する課題を解決するためには、一つの機関では限界があるケースが考えられるため、各分野の支援を一体的・継続的に行う必要があります。そのため、関係各機関と必要に応じて情報の共有を行い、総合的な相談支援体制の確立に努めます。

②権利擁護体制の充実化

（現状と課題）

障がいのある方やその家族の中には、今現在の生活における金銭の管理や、いわゆる「親亡き後」の将来の生活に不安を抱いている方も少なくありません。障がいのある人がその人らしく生きるためには、個人の自己決定権を尊重することが重要となってきます。

（施策の方向性）

1. 成年後見制度の活用

判断能力が不十分な人が契約などの法律上の行為を行う上で、本人の判断能力を補うことで障がい者の権利を保護する成年後見制度の活用を支援します。

2. 権利擁護事業の周知

障がい等により判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の活用のための周知に努めます。

③福祉サービス等の充実化

（現状と課題）

障がいのある方が、地域でできる限り自立した生活を送り、積極的に社会へ参加するためには、その生活を支える様々な福祉サービスの質、量の両面の向上が求められていることから、サービス事業者や人材の養成・確保に努めるとともに、共に暮らす家族への支援など、ライフスタイルに合わせた支援の充実が必要となっています。

障がいのある人が受けることのできる手当や減免等の制度、障がい者向けの居場所づくりとして行っている地域活動支援センター事業の周知の強化を図る必要があります。

（施策の方向性）

1. サービス利用計画の作成促進

利用者本位のサービスの受給が可能になるよう、計画相談支援として個別のサービス利用計画を作成します。また、サービスが適切に受けられているかを点検するために、定期的にモニタリングを行います。

2. 各種優遇措置の周知

障がいのある人が受けることのできる手当、減免等の各種優遇措置について、手帳の取得時等に案内をすることで生活の向上を図ります。

3. 地域活動支援センター事業の周知

創作的活動や生産活動等の機会を提供し、社会との交流の促進を図ることを目的として行っている事業です。手帳の取得時等に利用方法や活動内容等、必要とする人に情報が届くように事業内容の周知の強化を図ります。

④保健・医療サービスの充実化

（現状と課題）

障がいの予防や軽減を図るには、疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことが有効となります。乳幼児期から高齢期に至るまで、また妊娠・出産期などのライフステージに応じて適切な保健・医療サービスを受けられる体制を整えると共に、腎臓機能障がい等の生活習慣病予防対策や、糖尿病などの重症化を予防する対策が重要となります。

また、近年増加しつつある精神障がい者への対応について、障がいのある人が家庭や地域で安心して暮らしていくために、緊急時に適切な医療を受けることのできる体制の整備が必要となります。

（施策の方向性）

1. 障がいの早期発見・早期治療

障がいの早期発見、早期治療のために、町で行う乳児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を充実させ、ことばや運動能力の発達に遅れのある子供の早期発見・早期療育の指導に努めます。また、生活習慣病の早期発見・早期治療により、重症化の予防に努める共に、予防対策の充実化を図ります。

2. 障がいの軽減、補完、治療等

障がいの軽減や補完、治療のために更生・育成医療の給付、補装具の交付・修理・貸与、日常生活用具の給付等の充実化を図ります。

また、高齢身体障がい者及び重度心身障がい児・者に対して医療費の負担軽減制度の活用・周知を図ります。

定期的な通院が必要な精神障がい者については、秋田県の事業である精神通院医療制度を周知し、その活用を図ります。

3. 救急医療体制の周知

精神に障がいのある人の緊急時の精神医療を確保するため、秋田県精神科救急医療体制整備事業に基づき、夜間休日に受診できる精神科救急医療輪番制病院についてその周知に努めます。

⑤保育・教育の充実化

（現状と課題）

障がいのある子供の保育・教育においては、発達障がい児への支援など、内容が複雑化しておりますが、当該児童・生徒が必要な配慮のもと、将来の自立と社会参加を見据えて、成長段階ごとに適切な支援が受けられるよう、関係機関との連携を強化しながら指導を充実させる必要があります。

（施策の方向性）

1. 教育の相談の充実化

障がいのある子供がその障がいに応じた適切な支援・教育を受けることができるよう、教育保育関係機関との連携を強化し、保護者に対する相談支援の充実化を図ります。

2. 放課後等の生活の支援

障がいのある子供の放課後の生活の支援について、日中一時支援事業や放課後等デイサービスの給付の推進及び制度の周知を図ります。

3. 保護者への経済的支援

特別支援学級に通学する児童・生徒に対して、学校給食費、修学旅行費、学用品等の購入費など、特別支援教育就学奨励費を支給し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

（２）支え合う町づくり

①障がい者虐待の防止

（現状と課題）

平成 24 年 10 月 1 日から「障害者虐待防止法」が施行されたことを受け、井川町では役場健康福祉課に井川町障害者虐待防止センターを設置しております。

令和 6 年 12 月末時点で、井川町において虐待通報はありませんが、障がい者虐待の発生の予防や、虐待を受けた障がい者が安心して生活を送れるように支援体制を整える必要があります。

（施策の方向性）

1. 井川町障害者虐待防止センターの周知

町の障害者虐待防止センターについての周知を図るとともに、通報時の対応に備えます。

2. 支援体制の強化

虐待の早期発見・早期対応と障がい者の安全確保のために、必要に応じて県や警察、相談支援事業所等の関係機関との連携に努めます。

②住民への理解・啓発の促進

（現状と課題）

井川町には身体に障がいのある方、知的な障がいのある方、精神に障がいのある方、難病を抱えている方、発達障がいやその他心身に障がいを抱える方など、さまざまな方が暮らしております。特に、外見からわからない障がいをお持ちの方は、様々な誤解を受けることもあります。障がいのある人もない人も、すべての人にとって住みよい町づくりのためには、町民一人ひとりが障がいや難病への正しい理解と認識を深めることが重要となります。

そのためには、広報等の媒体での積極的な広報・啓発活動を行い、障がいのある人もない人も共に助け合う意識の醸成が必要だと考えられます。

（施策の方向性）

1. 障がい者差別解消に向けての取組

平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。法の趣旨に則り、障がいの有無にかかわらず、互いに人格を尊重し、共生する社会の実現のため、障がいを理由とする差別の解消を図る必要があります。平成 30 年度に町で策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する井川町職員対応要領」に基づいて障がい者差別の解消に努めると共に、町民への障がい者差別解消に向けた周知・啓発に努めます。

2. ヘルプマーク・ヘルプカードの周知

障がいがある方が災害時や緊急時等に必要となる支援を書き込むための「ヘルプカード」や、障がいや疾患などが外見から分かりづらい人が必要な支援や配慮を求めるための「ヘルプマーク」の配布が、秋田県の事業として平成29年12月から開始されました。手帳の取得時や町広報などの手段で啓発や、必要とされる方々への普及に努めます。

③防犯・防災対策の推進

（現状と課題）

障がいのある方が安心して家庭や地域で生活していくためには、防犯・防災対策が適切に講じられていることが必要です。災害時においては、地震や河川の増水、台風情報などの伝達や、避難誘導などが迅速かつ的確に行われることが大切です。また、平時においては、正しい防犯・防災の知識の普及や、地域の防犯・防災系組織との連携を密にすることが必要だと考えられます。

（施策の方向性）

1. 地域の防災体制の確立

障がいのある方や高齢者等の要配慮者に対する安全対策として、防災訓練等で要配慮者を含めた訓練を実施し、安全な避難誘導體制や救護体制の構築に努めます。

2. 要配慮者世帯への支援

一人暮らしの要配慮者に対して、防災・防犯やその他の見守りの面での支援を行うため、地域の民生児童委員や町内会長、社会福祉協議会、その他関係機関との連携を図り、平時からの安否確認や支援に努めます。

（３）障がいのある人の自立と社会参画の支援

①外出・移動支援の充実化

（現状と課題）

自立した社会生活や積極的な社会参画のためには外出の利便性の確保が必要不可欠ですが、障がいのある人が外出するためには、意思疎通の困難などの社会的障壁や金銭的負担など、様々な障壁があります。

（施策の方向性）

1. 外出支援の充実化

屋外での移動が困難な障がい者に対して、地域生活支援事業の中の移動支援事業により外出時の移動を支援します。また、各種交通機関や有料道路等の割引制度について周知を図ります。

2. 人工透析患者通院費助成事業の周知

腎臓機能障がいを持つ障がい者に対して、身体障害者手帳取得時等に人工透析患者通院費助成事業について周知します。

3. 意思疎通支援事業の周知

聴覚等に障がいのある方など、意思疎通を図ることが困難な方のコミュニケーション手段を確保するために、県や関係機関に委託し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣しています。

手帳の取得時等に事業内容の周知を図ります。

②雇用・就学の促進

（現状と課題）

障がいのある方が社会的、経済的に自立した生活を送るためには、就労による経済基盤の確保が非常に重要となります。また、就労につなげるためには、福祉的就労による規則正しい生活へ慣れることや、教育機関や民間団体、民間企業等の関係機関との適切な連携が必要となります。

（施策の方向性）

1. 就労相談関係機関との連携

雇用、福祉等の関係機関と連携しながら障がい者の就業や生活に関する相談や助言、職業訓練等の紹介を行う障害者就業・生活支援センターは、近隣では秋田市に存在します。また、職業準備支援やジョブコーチ支援事業などを行いハローワークとも密接な関わりを持つ秋田障害者職業センターも秋田市内に存在します。そうした機関との密接な連携を図ります。

2. 障がい者の就労系サービスおよび施設の周知

障がいの有無や程度により一般就労が困難な方については、就労継続支援等の就労系サービスおよびその施設の周知に努めます。

③スポーツや文化活動への参加促進

（現状と課題）

スポーツや文化活動への参加の機会を確保することは、障がい者の社会参画を通じた豊かな生活の確保のために非常に重要となっています。

（施策の方向性）

1. 障がい者の文化芸術活動の機会の確保

井川町で毎年秋に開催している「福祉展」を中心に障がい者の文化芸術活動の機会の確保に努めるとともに、さらなる周知を図ります。また、秋田県および秋田県障害者社会参加促進センターが主催する「心いきいき芸術・文化展」の周知を図ります。

2. 障がい者のスポーツの機会の確保

一般社団法人 秋田県障害者スポーツ協会との連携を維持し、障がいのある方がスポーツ教室等への行事に参加しやすくなるよう各種イベント・行事の周知に努めます。

④地域のバリアフリー化

（現状と課題）

障がいのある人が地域社会の中で自立した生活を送り、積極的な社会参加をするためには、生活環境におけるバリア（障壁）を取り除く必要があります。

（施策の方向性）

1. 制度の周知と活用の促進

身体に障がいのある人の日常生活を容易にするため、「住宅改修費給付事業」があります。自宅にスロープ等を取り付ける際の費用を補助する制度であり、さらなる周知に努めます。

2. 町施設の整備

公共性の高い施設については、障がい者等の利用に配慮した整備や改修を進める必要がありますが、整備や改修等には多額の費用を要することや施設の構造的な問題などから、十分な整備が困難なケースが考えられます。まずは実態の把握に努め、優先順位を考慮しつつ、順次対応を検討します。